

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
栃木県日光市 栃木県(代表)	平成20年度～平成24年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
日光市観光経済部農林課	0288-21-5171	0288-21-5575	<a href="mailto:nohrin@city.nikko.lg.jp">nohrin@city.nikko.lg.jp</a>
栃木県農政部農村振興課	028-623-2363	028-623-2337	<a href="mailto:noson-sinko@pref.tochigi.jp">noson-sinko@pref.tochigi.jp</a>

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

## 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
	定住等の促進に資する基盤整備の円滑化	
設定する目標は計画区域における基盤整備事業着手までの年数とし、以下により求めることとする。 $\text{計画区域における基盤整備事業着手までの年数(年)} = \text{事業実施後、基盤整備事業の着手までの年数(年)}$		
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b> 矢野口地区は市の南部に広がる今市扇状地に発達した水田地帯の一部であり、地区の中央には東西方向に県道今市・氏家線が、また西側には日光地区広域農道が走っている。また本地区は、県営かんがい排水事業で整備された大室ダムの受益地である。 現在、本地区は未整備であるが、ほ場整備の実施により、生産基盤の整備及び農用地の集団化を行い農作業効率の向上を図ることにより、農業後継者の農業に対する意欲を増進させる。また担い手への農地利用集積を促進することにより、担い手が意欲を持って定住できる環境を整備し、農業従事者の定住化を図る。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。



### 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	栃木県日光市 栃木県(代)	事業内容と優先枠指標との関連性	





## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項目	記入上の注意
1 様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び「事業活用活性化計画目標等」の項における事業活用活性化計画目標の設定数に応じた行の追加のみとすること。これ以外の変更(列の追加、セルの結合等)は絶対に行わないこと。
2 計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても当初提出に係る年度のままとすること。
3 新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を( )にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4 都道府県名(コード)	「都道府県名」、「都道府県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名及び当該都道府県の全国地方公共団体コード(総務省)を記入すること。なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5 計画主体(コード)	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード(総務省)を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6 計画番号	1つの計画主体が複数の計画を作成する場合は、計画毎に番号を付し、当該番号をそれぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に記入すること。 例:計画主体が2つの計画を作成する場合はそれぞれの計画を「1」、「2」とし、それぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に「1」又は「2」を記入すること。
7 ハード事業・ソフト事業	「ハード事業・ソフト事業の別」の欄は、ハード事業には「1」、ソフト事業には「2」を記入すること。 なお、ソフト事業は実施要領の別表の1の事業メニュー47及びこれと一体的に実施する創意工夫発揮事業(実施要領の別表の(5)の創意工夫発揮事業をいう。以下同じ。)のみが対象となる。
8 整理コード	「整理コード」の欄のうち、「事業別内容」の「内訳」の項については1から順に連番を付し、「事業別内容」の「合計」の項については「999」とし、「事業活用活性化計画目標等」の項については「1001」から順に連番を付すこと。なお、「整理コード」の欄のうち、「事業費計」、「市町村附帯事務費」、「都道府県附帯事務費」、「総合計( + + )」の項については、「事業費計」の項を「2001」とし、その後順に連番を付すこと。
9 市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
10 地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領の別表の(1)の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯、奄美群島及び沖縄とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
11 計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。

12 事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標は、別添の「事業活用活性化計画目標の設定について」に従って記入すること。 なお、「事業活用活性化計画目標等」の項の行数は目標の設定数に応じて追加すること。この場合「整理コード」の欄は連番を追加すること。
13 地域再生計画との関連	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、優先事項ポイントとして「事業別内容」のうち「合計」の項に「2」を記入すること。
14 頑張る地方応援プログラムとの関連	当該事業が「頑張る地方応援プログラム」に位置づけられた地方公共団体のプロジェクトである場合は、優先事項ポイントとして「事業別内容」のうち「合計」の項に「2」を記入すること。
15 耕作放棄地の解消に向けた取組の有無	計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は優先事項ポイントとして「事業別内容」のうち「合計」の項に「2」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
16 優先枠関連指標	交付対象事業別概要「優先枠を活用する事業に関する事項」の「記入要領」に従い記載すること。 該当する優先枠関係欄に「1」を記入すること。なお、「農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠」の対象となる事業メニューは、実施要領の別表1の事業メニュー10、33、34、37、38、43又は45であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものに限定されることに留意すること。
17 事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領の別表の1のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
18 事業メニュー名	事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。  複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。  ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあっては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。  例えば、農村地域から漁港地域にわたってケーブルテレビ事業を実施する場合、2つの要件類別(農振地域及び漁港地域を対象に事業を行うため要件類別番号4及び30)に該当すると考えられるが、交付額算定交付率がどちらの要件類別の場合も1/3であるので、「要件類別番号」の欄以外は一行でまとめて記入することもできる。  実施要領の別表の1の事業メニュー番号21により活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第8条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設(活動火山対策事業)」と記入すること。
19 要件類別番号	実施しようとする実施要領の別表の1の事業メニューに対応する要件類別の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別(複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別)を記入すること。
20 事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 (例)「農道:L200m、W4m」、「無人ヘリコプター2台、田植機1台」、「トマト処理加工施設:1棟、300㎡」等 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 (例)「無人ヘリコプター1台」等
21 事業実施期間	事業メニュー毎に、当該事業の実施期間を記入すること。 (例)平成19年度から平成20年度まで実施する場合は「H19～H20」と記載
22 事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 (例) 農業協同組合、 農業生産有限会社、 森林組合、 漁業協同組合 等



23	全体事業費	事業メニュー毎の総事業費を記入すること。
24	交付金額	事業メニュー毎の交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業毎の交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
25	交付額算定交付率	事業メニュー毎に、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率を記入すること。
26	交付限度額	事業メニュー毎に、全体事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
27	前年度まで	事業メニュー毎に、前年度までに実施した事業に係る事業費及び交付金額を記入すること。
28	本年度	事業メニュー毎に、本年度に予定している事業に係る事業費、交付金額、都道府県費、市町村費、その他(農協等事業実施主体負担等)、本年度未進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「仕入れに係る消費税相当額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
29	本年度までの累計	事業メニュー毎に、本年度までの累計の事業費及び交付金額を記入すること。
30	翌年度以降(予定)	事業メニュー毎に、翌年度以降の事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
31	備考	備考欄には、事業を行うにあたって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容(金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が記載されている書類を添付すること。
32	事業費計	「全体事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」の合計をそれぞれ記入すること。
33	ハード事業	「事業費計」の欄のうちハード事業(実施要領の別表の1の事業メニュー番号47及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」以外の事業メニュー)に係る経費を記入すること。 また、ハード事業のうち「創意工夫発揮事業(ハード事業と一体的に実施するもの)」及び「農山漁村活性化施設附帯事業」に係る経費の合計額をそれぞれ「創意工夫発揮事業」、「附帯事業」の項に記入すること。
34	ソフト事業	「事業費計」のうちソフト事業(実施要領の別表の1の事業メニュー番号47及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」)に係る経費を記入すること。 また、ソフト事業のうち「創意工夫発揮事業(ソフト事業と一体的に実施するもの)」に係る経費の合計額を「創意工夫発揮事業」の項に記入すること。
35	市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知)及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて(年月日付け19企第号農林水産省大臣官房長通知)」により定められていることに留意すること。

36	<b>都道府県附帯事務費</b>	都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知)及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて( 年 月 日付け19企第 号農林水産省大臣官房長通知)」により定められていることに留意すること。
37	<b>総合計( + + )</b>	事業費計、市町村附帯事務費及び 都道府県附帯事務費の合計額を記入すること。
38	<b>うちハード事業費( + + )</b>	総合計のうちハード事業費を記入すること。
39	<b>うちソフト事業費( )</b>	総合計のうちソフト事業費を記入すること。
40	<b>共同で計画作成を行う場合の内訳</b>	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体毎に交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体毎の内訳を記入すること。また、内訳の合計は、それぞれの項目毎に、 から に計上される金額と一致することに留意すること。なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。